

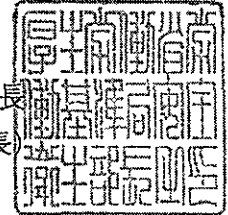
基安発0810第1号

平成23年8月10日

東京電力株式会社

取締役社長 西澤俊夫 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)



東京電力福島第一原子力発電所における内部被ばく管理の強化等について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）において、緊急作業に従事する労働者の安全と健康の確保については、平成23年5月23日付け基安発0523第1号等により適切な対応を求め、さらに、平成23年6月30日付け基安発0630第2号により、本日までに、本年5月中に新たに緊急作業に従事した労働者に対する内部被ばく測定及び評価結果の事業者への通知を求めたにもかかわらず、いまだに3月新規入場者に対する評価さえ終了しておらず、また、連絡先が不明である者が多数にのぼる状況にあることは遺憾である。

ついては、貴社における被ばく管理及び被ばく防止対策等の適切な実施のため、下記のとおり対応されるよう求める。

なお、本通知の内容について、緊急作業を行う各事業者にも周知されたい。

記

1 内部被ばく測定・評価の実施

- (1) 発電所で緊急作業に従事した労働者のうち、連絡先不明の者については、東京電力内に特別のチームを編成し、元方事業者との連携のもと、他の元方系列での確認、類似の氏名の重複の確認のほか、線量計貸し出し名簿原本の再確認、関係事業場への賃金支払い状況等の聞き取り、連絡先不明者と同一の作業を行ったと見られる労働者への聞き取り等、徹底した調査を実施すること。
- (2) 本年3月から5月に発電所で緊急作業に従事した労働者のうち、本日の報告において内部被ばくの暫定評価が終わっていない者に対しては、遅くとも本年8月31日までに、本年6月中に新たに緊急作業に従事した労働者に対しては、遅くとも本年8月31日までに、本年7月中に新たに緊急作業

に従事した労働者に対しては、遅くとも本年9月15日までに、本年8月中に新たに緊急作業に従事した労働者に対しては、遅くとも本年9月30日までに、内部被ばく測定及びその評価結果を外部被ばくの累積線量と合算の上、各事業者へ通知すること。

- (3) 本年9月以降に緊急作業に従事した労働者に対しては、1月ごとに1度、内部被ばく測定を実施し、作業に従事した月の翌月末（9月中従事者であれば10月末）までに、内部被ばく測定及びその評価結果を外部被ばくの累積線量と合算の上、各事業者へ通知すること。

なお、その際、8月以前の各月の新規従事者のうち、継続して作業をしていた者についても、その後の外部及び内部被ばく線量を加算した累計線量を、作業に従事した月の翌末日までに、各事業者へ通知すること。

2 外部被ばく線量について

- (1) 本年7月の新規従事者の累積線量については、遅くとも本年8月31日までに、本年8月の新規従事者の累積線量については、遅くとも本年9月15日までに、統合（名寄せ）を行い、各事業者へ通知すること。
- (2) また、本年9月以降に緊急作業に従事した労働者については、1週間ごとに1回、1週間分の外部線量の累積線量を各事業者へ通知すること。

3 厚生労働省への報告

- (1) 1の(1)について、本年8月31日までに厚生労働省へ報告するとともに、その後の進捗状況について、本年9月15日及び9月30日に、厚生労働省へ報告すること。
- (2) 1の(2)の内部被ばく線量等について、本年3月から5月に発電所で緊急作業に従事した労働者のうち、本日の報告において内部被ばくの暫定評価が終わっていない者に対しては、遅くとも本年8月31日までに、本年6月中に新たに緊急作業に従事した労働者に対しては、遅くとも本年8月31日までに、本年7月中に新たに緊急作業に従事した労働者に対しては、遅くとも本年9月15日までに、本年8月中に新たに緊急作業に従事した労働者に対しては、遅くとも本年9月30日までに、厚生労働省へ報告すること。
- (3) 1の(3)の内部被ばく線量等については、9月以降の各月分の線量について翌月末日に厚生労働省へ報告すること。
- (4) 2の(1)の外部被ばく線量について、本年7月の新規従事者の累積線量については、遅くとも本年9月15日までに、本年8月の新規従事者の累積線量については、遅くとも本年9月30日までに、厚生労働省へ報告すること。